

平成30年度第3回東京都事業評価委員会 議事録

1. 会議の日時 平成30年10月26日（金）午後3時から午後5時21分

2. 場所 東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

3. 出席委員

委員長 山田 正（中央大学理工学部 都市環境学科 教授）

委員（名簿順）

内山 久雄（東京理科大学理工学部 土木工学科 名誉教授）

坂井 文（東京都市大学都市生活学部 教授）

田島 夏与（立教大学経済学部 経済政策学科 教授）

田村 達久（早稲田大学 法学学術院 教授）

中村 英夫（日本大学理工学部 土木工学科 教授）

味水 佑毅（日本大学経済学部 非常勤講師）

4. 審議会に付した議題

(1) 平成30年度第3回事業評価委員会評価対象事業に関する意見交換及び
検討等

①空堀川整備事業

②湯殿川整備事業

③篠崎公園

④丸の内三丁目他地区国際競争業務継続拠点整備事業

⑤日本橋室町三丁目地区国際競争業務継続拠点整備事業

5. 議事の概要

① 空堀川整備事業

（上記について、東京都から説明）

○委員長 それでは、委員の先生方、どなたからでも結構ですので、御質問等や御意見をお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員 では、よろしいですか。御説明ありがとうございました。すごいわかりやすくなった資料でよかったなというふうに思います。

今、スライドで見せていただいたところの8枚目、9枚目あたりで、事実関係の確認だけ教えていただきたいんですが、8枚目の定量的評価が、この治水経済調査マニュアルに基づいてされているということで、その結果が2.7だった。9枚目以降に定性的効果ございますよね。こちらは、この治水経済調査マニュアルでは、評価対象になっていない項目ということでよろしいでしょうか。

○東京都 お答えさせていただきます。

御質問の事項でございますけれども、治水経済マニュアルで、今回のB/Cに載せてあります河川の被害軽減分というものは、河川からあふれる水によって発生した水害について計上しております、それが河川整備において解消されるというもので、被害軽減ということでさせていただいておりますけれども、9ページに書かせていただいておりますものは、内水被害といいまして、下水の許容量を超える水になっております、こちらのほうは、この被害軽減のところには、今のマニュアル上、載せていないところでございますけれども、こういう効果があるということで、今回御紹介させていただいております。

広く捉えれば載せていくというのも可能なのかもしれませんが、かなり地元区市とかの下水道網の整備状況の把握だとか、それに基づくシミュレーションがかなり煩雑になることと、あと、市のほうで、地元がこの下水道を整備するコストの計上というのがなかなか難しいというのもございますので、今回は河川の事業ということで、河川からの溢水分のみを費用対効果のほうに計上させていただいているということになっております。

○委員 なるほど。わかりました。こういう評価をしていくときに、直接効果と間接効果と考えていくと、今のお話だと、なかなか評価としては難しいのかなという気は、率直には思うんですけれども、でも、派生的に生ずる被害なわけですので、その因果関係をこの定性的効果のところにも説明をさせていただくと、より伝わりやすいのかなというふうに感じました。

また、これも口頭だったので、構わないんですけれども、何枚目かのスライドで、直近は22年と28年しか被害が出てないみたいところで、口頭での御説明のときには整備が進んだからというお話があったと思います。それは当然、整備が進んだから最近がないだけであって、それは順々に整備していくからこその影響であって、本来的にはもっと価値があるんだという主張をもっと積極的にされてもいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○委員長 今のコメントですけど、提言ですけど、今後、河川に関しては、もうちょっと今の御意見を聞いて、過去このぐらい雨が降って、このぐらい浸水回数があったと。近年も起きている回数は同じか、それ以上なんだけど、浸水回数は減ったというようなそういう図を見せていただくと、それはそれで河川整備の効果が出ているのかなとか、そういうように見えるので、ぜひ。今ここでそれを言ってくださいと言ってもなかなか大変なことになると思うんですけど、そういう表示みたいなのをもうちょっと一工夫してほしいですね。

というのは、みんながみんな河川の専門家ではないので、最近、浸水回数が減ったのは何でかなというのは誰だって不思議に思うので、だから、昔と比べて、同じか、それ以上に強い雨は降っているんだけど、浸水回数が減ってきたのはこれこれの理由ですというふうに堂々と言われたらいいんじゃないですか。

その他ありますでしょうか。

○委員 まず、この川は一級河川とお聞きしましたけど、一級河川だと管理者は国になるんじゃないかという気がするんですけど、まず1点、それを知りたいと。

○東京都 お答えをさせていただきます。原則は、国になるんですけども、国が指定したところは、都道府県が管理者となるということになっておりまして、今回の場合も荒川水系になっておりまして、荒川の本川のところは大部分は国になっているんですけども、その支流の部分につきましては、都道府県が管理するという指定区間ということになっていきますので、都が管理しております。

○委員 国は管理を任せるとのことだと思っただけで、それに対して何の発言も権利も権力も国は持ってないんですか。

○東京都 河川整備計画という、ここについては、平成18年に策定しておりますけれども、そういうものは国の認可が必要になっておりまして、国の承認のもと、進めているという形になっております。

○委員 どうもありがとうございます。幾つかあるんですけど、便益の計算なんですけれども、今日、ここで議論するというのは五百何メートルの区間ですよ。

○東京都 はい。

○委員 ということは、川だから、全体でどのくらい洪水が出て、それをどのくらい防げるかという、まず計算があって、全長14キロに対してこのくらいの水被害がありますと。これをつくることによって。といっても、ほとんどもうできちゃっているところなんだろうけれど、考えますと、14キロ分の500メートルという案分計算で総便益というのを出されているんでしょうか。

○東京都 今回のところにつきましては、今回つくる河道が上流の降った雨を流すということで、今回より上流の部分についての便益ということで出しております。全体の案分ではありません。

○委員 つまり、この区間ができなかったときの被害想定をしているということですか。

○東京都 そうです。仰る通りです。

○委員 はい。もうちょっと。申しわけありません。

○委員長 どうぞ。

○委員 どこかに昭和46年に都市計画決定済みということでしたが、そのときに既に河川用地というのは都市計画決定されたというふうにございますけれど、その後、昭和46年ですから、随分前なんですけれど、その後、もうちょっと広めにとらなきゃいけないとか、都市計画変更というのはなかったというふうに理解してよろしいんですか。

○東京都 昭和46年に計画したときの目標整備水準と今の河道をやっている整備水準が同じでございますので、その後、より幅が広がったというような変更は必要がないということではございません。

○委員 なるほど。はい。最後にしますけれど、50ミリで考えていると言うんですけど、先ほどの説明の中にも2年くらい前には75ミリがありました。特に、私は素人ですからよく知りませんが、練馬区というのが局地的にもものすごい強

い雨が降ると。練馬区ではありませんけど、近いですよ。

○東京都 はい。

○委員 50ミリで済まされるわけではないので、済まされない場合も生じるんでしょうけど、その被害を想定するときに、そういう確率ですね。例えば3年確率、5年確率、10年確率。そういう降雨の確率、発生確率をちょっと最近並みに上げて計算するとか、あるいはマニュアルだから、国のつくったマニュアルに従うんだから、降雨強度は50ミリでいいんだけど、東京都として万が一100ミリが降った場合、どの程度の被害想定になるかという、そのことはやっておられるんですか。こういうところには出てこないと思いますけれど。

○東京都 被害想定につきましては、今、水防法の見直しが平成27年にありまして、想定される最大の雨に対する被害を想定した浸水予想区域図というものを都内の川も改定を進めておりまして、それは時間最大153ミリという、非常に我々が経験したことのないような大きな雨で、シミュレーションを行いまして、都民の皆さんにどのぐらいの浸水が起こるかというものを明示して、それなりに準備をしていただいたりとかいう。区市町村がハザードマップをつくったりとかそういうものやっております。今現在、この流域では、従前つくりましたものは、平成12年に東海地方で起こりました東海豪雨というものを前提としてやっております。これは時間最大114ミリの規模でつくっているものですが、これで武蔵村山市だとか沿川の自治体さんはハザードマップをつくって、皆さん、その周知を。この間、西日本の雨では不十分というのがありましたけれども、準備をしていたところでは。

東京都といたしましては、ハード対策はどうするかということですが、今までの50ミリというのが年間3分の1で起こる確率の雨というものでございましたけれども、やはり仰るように、強い雨が頻発しているケースもございまして、目標整備水準と、ハード整備の目標を区部では75ミリ、多摩では65ミリに引き上げたところでもございまして、その区部、多摩で差別をしているわけではなくて、起こる確率が20分の1に等しいものでございました。区部は大手町、多摩は八王子の雨を使っているということで、起こる確率は同じように目標整備水準を引き上げております。

今、多摩地域で、その65ミリ対策をやる河川というのは、ちょっとめり張りをつけて、優先的にやる流域を選んでおりまして、町田のほうの境川流域と、世田谷から調布、国分寺のほうに流れています野川、仙川の流域を優先してやっております。こちらの柳瀬川、空堀川が属する柳瀬川の流域につきましても、強い雨が降る傾向はございますので、今後こういう雨をモニタリングをしてまいりまして、目標整備水準を優先的にやる流域に入れるかどうかということも引き続き検討していくことにはしております。

○委員 ごめんなさい。ついでに。私ばかりで恐縮ですけど、ハザードマップをつくられたということは、もしかしたら調節池まで計画しなきゃいけないことになるかもしれないということですか。

○東京都 今のところは、空堀川の流域は、調節池がなくて、50ミリの段階では河道で50ミリとしっかり流すということにはなっておりますけれども、今後、目標整備水準を65ミリに引き上げた場合には、その50ミリを超える分につきましては調節池をつくっていくということにはなりますけど。

○委員 わかりました。どうも失礼しました。

○委員長 今後、河川のこういう話をするとき、今説明されたようなことも初めから説明してくださいよ。東京都としては、いや、国全体もそうなんですよ。昔つくった河川整備計画の整備率が、国全体としても6割台とか7割ぐらいしかなくて、その部分を今ここはやっているんですと。だけど、それじゃ、今どんどん激甚化する雨で大変なので、東京都は、今、75ミリ、65ミリ対応のものをやっつくったばかりだと。それを今これからやろうとしている。だけど、この話は、一昔前につくった、残っている整備率を100%にしなきゃいかんという事業の一つなんだというような説明をしてもらわないと、その流れはわからないですよ。だから、当然出てくる質問だと思うんですよ。

それから、何回も言われるので、ちょっと警告を發しますけどね。7ページあたりに、7ページにこういう文章があるんですよ。これは国民も、全部都民も誤解しちゃうので。例えば1時間50ミリは3年に1回程度発生すると書いてありますけど、これ、超過確率ですから、確率というのは。「3年に1回程度、1時間に50ミリ以上が降る」が正しいですから。

それで、国のいろんな文章にもそれがあったので、私、7年か8年ぐらい前に国土交通省河川局に、これはいかんよと。こんな表現はと。学問的におかしいからというので、五、六年前に、河川局長通達か何かで、こういうふうに表現するのが正しいという文案が出ていますのでね。だから、これで言うと、「3年に1回程度発生する1時間50mm以上の降雨に」、一番端っこなんですよね。3年に1回起きるのが、50ミリが一番端っこで、それよりもいっぱい起きるんですよ。だけど、その事業は50ミリで計画していますよというふうに言わないと正しくないんですよ。これで行くと、じゃあ、51ミリは何年に1回起きるんですかとか、52ミリは何年に1回起きるとなっちゃうでしょうと。そうじゃなくて、1時間50ミリ以上が3年に1回発生するが正しいんですから。

だから、この河川事業ばかりに時間をとるわけにいかないんだけど、やっぱり今までの整備のやってきた歴史で、今、東京都はこういうことをやっているんだと。だけど、その前のだって、整備率100%にもなっていない事業を今やっているんだという説明をしていただかないと、なかなか理解が得にくい話ですよ。

そのほかにございましたらお願いします。はい、お願いします。

○委員 すいません。じゃあ、御質問が2つですね。

1つは、用地の進捗状況のところ、金額ベースでは約半分、面積ベースではほぼ9割以上とございましたが、要するに、あと700平米ぐらい、何か大きなものがあるということでしょうかというのが1点です。

もう1点は、この全体14キロという中で、あと、2キロ弱ぐらい残しているぐ

らいかと思えますけれども、管理用通路が遊歩道として御利用されているという話がありました。実は私も昔、20年ぐらい前に東久留米市民のころに、黒目川のところで、数回なんだけれども、歩いて、これはいいわ、という思いをいたしました。今日、さらに健康とかそういったことのニーズも高まっておりますから、この河川事業とあわせてそういう場ができてくると非常にいいことだなと思っておるんですが。すいません。当該区間ではないんですけど、この14キロ、あるいはでき上がっている下流部のほうというのはずっと管理用通路はつながっているというか、同じような感じででき上がって、沿川の市民の方は皆さん歩けるようないい環境ができ上がっているんでしょうかというのが2つ目の質問でございます。

○東京都 では、最初の用地について。

現在、残りにつきましては、5画地、約680平米ほどになってございます。ですから、あと、建物も1棟という形になってございまして、この用地費、全体事業費までは必要な経費としてはかからないという見込みです。最初の見込みよりも、土地代とか建物の補償費がかかっていないというところで、こういう数字になっています。ですから、これから大きい、何かすごいものがあるというわけではございません。

○東京都 下流の御質問ですけれども、下流につきましても、両側ですね。4メートルの管理用通路を確保しまして、散策、ウォーキングできるような空間を確保しているというところでございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 そのほかございますでしょうか。いいですか。

では、最後、私の要望も1つ。今までこういうふうにはBを計算するようにやってきたんですけど、本当の本当の計算をやると、じゃあ、ここにどれぐらいの流量が流れてくるの？ というと、本来は流域の全体を計算するわけですから、本当は下水道の計算をやるわけですよ。だから、本来は、最初のほうの質問にありましたけれども、じゃあ、下水道の効果は定性的ですよという、定性的に入れていたというんだけど、これからは、つまり、建設局、河川部だからこうやっている。あつちは下水道局だからこうやっているというんじゃないし、今どき全部一緒に計算するというのが平気のできる時代で、手法論的にももう全部出ているので、その辺、河川部と下水道局とで、何ていうかな、計算の調整と言うんですかね。同じ精度で計算しているよとか。微妙に違ったりするんですよ。河川屋さん下水道屋さんの計算が違ったりすることがある。

だけど、今やもう世界的に、こんなもの、一緒に計算しまえと平気のできる時代になってきているので、近未来はぜひ、いや、こうやると下水道もこうなっていて、水位に余裕があるから、内水は下水からはけますと。それによって、内水氾濫の被害はこれだけ抑えられますと。それは下水道局の仕事ですかなんて言い出したら、別に都民は建設局だろうが、下水道局だろうが、そんなこと考えて都民が生活しているわけでもないの、そこのところを下水道局とよく調整されて、計算の結果も、Bもできるだけ出すようにというようなことをお願いしたいですよ。こっち

は局が違いますのでと、定性の範囲にしておきますという。でも、川だけ見たって、これだけBがありますよという論理ですよ。だから、十分Bがあることはわかっているんですよ。十分Bがあることはわかっているんだけど、そういう時代じゃないかと思えますので。

○東京都 仰る通りかもしれないと、私どもの限界としては、先ほどの説明にもありましたように、国のつくったマニュアルに基づきまして、ずっとやってきているというところがございます、今後は国のマニュアル自体が、仰るような、もっと斬新なアイデアというか、この下水と一体化したような下水の話も込みで定量的な効果を出せるような流れが望ましいとは思いますが、ちょっと今後の課題にさせていただければと思います。

○委員長 十分これでBが、この河川事業はBがあるということは十分理解した上で、私はしゃべっていますので、誤解されないようお願いいたします。

もしこれで、そのほかの御意見等がないようでしたら、原案どおり継続ということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、結論として継続ということに決定させていただきます。

それでは、次の河川の3番の説明をお願いいたします。

②湯殿川整備事業

(上記について、東京都から説明)

○委員長 ありがとうございます。

それでは、また委員の先生方、御意見、御質問ありましたら、お願いします。

○委員 よろしいでしょうか。御説明ありがとうございます。先ほどと同じで、定量的効果と定性的効果のところなんですけれども、先ほどの件の最後の御説明の国が、ちょっとそこは承服しかねたという思いが若干あるんですけれども、まあ、すごい若干だけあるんですけれども。国でマニュアルでこうならないとどうしようもないという、もしスタンスであれば、やっぱりそれはあんまりよくないなと。私の理解だと、事業評価委員会というのは都民に対して最終的な説明をするための、示すための会議であるならば、やっぱり都民がこれを見ただけでも納得できるものを示すのが、一都民としては必要なんじゃないかなというふうに素朴に思うんですね。

ですので、例えば今回のこの7ページにあるような定量的効果はB/Cが1.1で、これが効果が高いと言われてしまうと、本当なんだろうかと。税金の徴収コストの社会的費用を考えたら、1.1、1.2だと、実質的にはマイナス、1以下じゃないかというふうにも言えると思うんですね。先ほど定性的効果のほうを伺ったのは、定性的効果、付随的な効果があるということは十分わかっているので、だからこそ、こういうケースこそは、その定性的効果で、この定量的効果に含まれない、やむを得ず、そういうマニュアルを使っているけれど、それ以外の効果も十分にあるんだというのを積極的にお示しいただくのが必要なのかなと。

にもかかわらず、先ほどは定性的効果が3ページぐらいあったのが、今回2ページであっさりとなっていて、内水被害軽減、ここ、いや、定量的効果はこれぐらいしかないんだけど、でも、こういう内水被害、こんな内水被害、全部軽減できるんですよ、すごい重要でしょうというふうにアピールしていただきたいなというふうに思うんですけども、というか、お願いになってしまったんですが、いかがでしょうか。

○東京都 申しわけありません。先ほどの答弁のトーンが、国のマニュアルといったのが、まあ、ちょっと消極的な答えになっていたかと思います。ただ、マニュアルに全部沿ってという考えは、かたい考えではありませんで、中に東京都版として入れていけるものはしっかりと入れていきたいという思いではおりますので、先ほどもちょっと申し上げたんですが、委員長の御指摘もごもっともなんですけれども、下水と連携して、B/Cを出すときに当たって、なかなか技術的に難しいところもございまして、例えば河川が改修されて、河川への放流ができるようになった分が内水軽減の寄与率がどのくらいなのかというのを、それ用にシミュレーションをかけないとなかなか正確な値が出てこないというのがあったりするかなとは思っております、下水道管理者としっかりとそういうところを連携していくのもございまして。

また、こういう市の場合は、区部の場合は下水道局がかなりしっかりしておりますので、シミュレーションとかできる可能性はあるんですけども、多摩の場合は、多摩の市が下水道管理者になっておりまして、経済的な基盤などの理由から、雨水幹線とかがしっかり整備できていない状況もございまして、そういう場合、我々のこういうのが整備された場合の効果の出し方というのは、市のほうとかなり検討していかないといけないというのもございまして。決して消極的な姿勢ではなくて、委員長の御指摘、ごもっともですので、できるところは反映させていきたいというふうなところでございまして。

また、資料のページがちょっと簡易的になってしまったのは、先ほどの空堀川に関しましては、本当に内水被害がかなり頻発しておりまして、私も武蔵村山市に勤務していたことがあるんですけども、毎年のように道路が冠水したりとかしたところで、下水道幹線、まあ、河川改修がまず先になるだろうかと思いますけど、そういう下水道の整備というのが待ち望まれていて、そういう事例がかなり絵で示せたというのもありまして、こちらが全く効果が薄いというものではないと。なかなか具体的な絵が流域の写真でなかったということで、すみません。こんなふうに2ページになってしまっていたんですけども、効果として薄いというものではありません。

○委員 ありがとうございます。ちょっと過激に言い過ぎました。

○東京都 いえ、すみません。

○委員長 では、ついでに、今度は行政側の説明に付け足しますと、3.11を契機にして、海岸だと、津波防災まちづくり法というのができて、津波と、それから、津波防潮堤をつくるのと、まちづくりとを一緒にして考えましょうというふ

うに法律で変わったわけですよ。ところが、河川法というのは河川区域の中だけの議論なんですよね。だから、あくまで、B/Cを出したって、例えば親水性が向上したなんて、周りの景色がよくなったというのは入ってこないんですよ。

これは、私なんかはちょっと、もともとの親の法律がもう時代に合っていないんじゃないかと思っていて、だから、いつでも川の河川区域内だけを議論して、物を言わざるを得ないと。その現在の法律ではね。だから、ここに定性的効果で親水性の向上というのは、つけ足しみたいにかざるを得ないというね。これはもっと、河川区域というのはもっと広くとるんですよ。工事をするときの河川区域はあるけど、影響範囲はもっと広くとっていいんですよとか、まちづくりと連携したものなんですよというので言うと、こんなもの、堂々と親水性の向上と、あるいは景観が向上したなんていうのはBに入っているんですけどね。そうならないから定性的効果の中に入れざるを得ないというね。ここがいつも歯がゆいところなんです。

これはコメントとしてお伝えします。

もしそのほかありましたら。はい。お願いします。

○委員 今の御議論と関連してなんですけれども、こちらのチェックリスト等の様式で、私も加わってから、ずっとこの定量的効果、定性的効果という言葉で御説明いただいているんですけども、もしこれが法律に定められているとかそういうことでないのであれば、もう少しいい言葉遣いがあるのではないかというふうに思って、今、私たちが話していることというのは、定量化した効果と定量化していない効果の話ですので、つまり、先ほどの内水の話なんかは、重複があったりとかそういうことはあるかもしれないけれども、定量化しようと思えばできることなわけで、ただ、過程によって相当な区間に、点推定じゃなくて、最小何億円、最大何億円ぐらいの効果になるという議論しかできませんというようなお話に聞こえたんですね。

そうすると、何か追加的な便益であるとか、きちんと定量して、同じように数えたわけではないけれども、追加的にこういった便益がありますというような言い方にしたほうがいいのかなどというふうに考えましたので、コメントさせていただきました。

○委員長 ちょっとこの言葉の研究してくれませんか。堂々と胸を張って、こんないいこと、やっているんだと言ってもらっていいんですよ。だから、そこをもっとわかりやすい言葉にしましょうと。

○事務局 委員長、では、これは事務局で引き受けさせていただきますので。ありがとうございます。

○委員長 はい。お願いして。どうぞ。

○委員 よろしいですか。いや、奥ゆかしいから、僕はいんじゃないかと思えますけど。でも、先ほど、B/Cが1.1というのは1を切っているのと同じだと。税金の徴収を考えると。数字的にこれが0.9になっちゃったら、東京都はどうするのかなどと思ってね。つまり、それだけ便益出ませんよと、費用の割に便益出ませんよという答えになっちゃったら、一体どういうふうにするのかなと思うと、やっ

ぱり定量的効果と言われるものをとにかくがむしゃらに円に換算するということをやらざるを得なくなる。まあ、東京都だからそういうことをしなくて済んでいて、他の地域ではなかなか1を超えないところもあるでしょうから、そういう苦勞をなさっていると思うので、そういうところも参考にされたらいかがですかと、それは私のコメントです。

あと質問は2つなんですけど、この4ページの整備イメージ図ですけど、左側は整備前、右側は整備後というのは、同じ場所から撮った写真ですかね。左と右上、同じ場所ですか。つまり、これを見ると、コンクリートの三面張りの水路がちょっとオープンになって、右側ですね。見てくれは随分いいんだけど、こういう設計、デザインというのは何か模範というのがあるんですか。

例えば、委員長はいろんなところを見ていて詳しいと思いますけど、例えばベルリンはもっとかっこいいぞとかね。何かそういう、もうちょっと、これでもここで途切れちゃって、護岸がボゴッと出てみたいな感じになっちゃうんだけど。私の質問は、こういうデザインに何かモデル地区みたいな、そういう都の職員はもうとにかくいろんなところに行って、自分の目玉で、都市河川ですばらしいところはこういうところだと、そういう経験を積んでおられるのかどうかというのが質問その1です。

質問その2は、先ほどの中で、用地取得がかなり難航しているという話がありましたけど、昭和48年に都市計画、さっきの川と同じですけど、都市計画決定は時期が違いますけれど、もう河川区域というのは計画決定されちゃっていて、それを広げるということがなかったというお話だったんですけど、だとすると、今、難航している人たちというのは、そこはもう既に都市計画決定されたところであって、つまり、そういうところというのは、建築基準法の制限等を受けちゃって、何か建て直すにも建て直せないとかそういうところで、そんなことを承知していて、それで難航しているのかどうかと。そういう状況であれば収用とか、それに訴えてもいいんじゃないかなという気がしたものですから、これは質問です。

○東京都 1点目の質問ですけども、まずこの4ページの写真ですけども、整備前のところ、これは地藏橋の写真なんですけど、右側の図は、同じ場所です。地藏橋から撮った写真が右の上になりまして、下流側の整備後に写っている白い建物と、整備前の白い建物、これは同じ建物になりますので、これは同じ場所ということと、あと、この右下の場所は、下流側から上流に向かって撮ったという写真で、同じ方向を向いて撮ったというような写真になります。そのちょっと下流の区間からですけども。

あと、デザインですけども、河川部の職員、いろんなところに行って、デザイン性、個々にですけど、個々のレベルでデザイン性を磨けと、昔から言われていまして、全国に職員は行っていたんですけども、なかなか最近は行けない状況が続いていたりしてはいますが、そういった意味でもいろんな事例を見て、自分のデザインに生かしていけというようなことでずっと育てています。

○東京都 では、続いて、用地についてでございます。特に難航している案件につ

きましては、いわゆる一般の建物、普通の家屋というのとはちょっと性格を異にしております。相続人も本当に多数にわたっておりますし、建物についてもいろいろと所有の関係が複雑になっているというのもありまして、いわゆる個人が所有している一般の建物について合意が得られなくてというのとは性格が違っております。この場ではこれ以上、なかなか御説明はしにくいんですけれども。

○委員 一言で言えば、権利が複雑だということですね。

○東京都 そうです。ちょっと複雑な権利で、一般的な普通の建物とはかなり性格を異にしているということでございます。以上です。

○委員長 またちょっとコメントを言いますと、東京都の職員の方、例えば生態工学会というものに全く属しておられないし、例えばそういう学会に聞きに行けるほどの旅費は与えられていないと。もうかわいそうで仕方ないですよ。だから、そういうシンポジウムとかいうのはいっぱい、多自然工法なんて、この20年、ものすごい研究論文が出たんだけど、東京都の職員がほとんど参加できないというね。これはちょっとここに言っているんじゃないんですよ。どこかに僕言っているので、もっと勉強させる場を与えてくださいと。東京都の技術系職員にね。コンサルタントと国の職員はものすごい勉強するチャンスを与えられていて、発注者である東京都の職員が勉強する時間がないというね。非常に気の毒な状況にある。

例えばミュンヘンなんかだったら、これは両サイド、200メートルとか300メートルが河川区域にゾーンと指定されちゃうわけですね。その中でゆとりを持って計画できるわけです。現在は、例えば中国の都市計画なんかを僕はやって、そのときには、片側500メートル、更地にするから、これ、何とかしてというような、世界はそんなレベルなんですね。だけど、日本という国はそんなふうになっていないのでね。別に東京都の責任じゃないですよ。国民全体が川をそのぐらい大事にしようよという合意がない以上、この狭い区間の中でコチョコチョしたことしかやれないというね。だから、この写真みたいに、せいぜいこんなもので辛抱せざるを得ないというね。

だから、これはこの評価委員会として、行政に対して私、今言っているわけではなくて、全体に対して、あまりにも自然を復元することに対する、あるいは自然を創造することに対してあんまり理解がないというね。お隣の中国では、もう今は。土地が全て国有地だから、土地は全て人民に貸しつけているからね、だから、できるんだけど、じゃあ、東京で何ができるかと、非常に気の毒だなという気はします。

はい、どうぞ。

○委員 1つ質問は、このあたりの土地利用というのはどんなふうになっているんですか。都市計画的な土地利用でいいんですが。今までも先生が仰った事と重なるんですけど、やっぱり1.1というのは結構危機的な数字なので、先ほどから言っている、その定性的とか定量的とかということではなく、やっぱり努力して、こちらの言い方であれば定性的なところということで、もう少し周りの環境を見て、今の生物多様性もそうだし、生態系もそうだし、これはかなり上流なわけですよ。な

ので、ここをやらないと、今まで一生懸命下流でやってきたことの効果も出ませんとか、何かいろいろな方法で都市計画とか緑のほうとかいろんなところから説得していただかないと、やっぱり国民というか、都民が納得しないと思うんですね。

先ほどから言っているこのマニュアルというのは、やっぱり家屋、農作物、公共施設等に想定される被害なので、多分に都市に密になっている、もしくは農地として非常に良好な部分での対象にしていると思うんですね。ここは多分、かなり損になっているところだと思うので、何かそういった土地利用的にやっぱりちょっとこう、なかなか数字が出てこないのであれば、先ほどの下水の話とか、もう先生方がいろいろと出された案を積極的に書いていかないと、コンパクトシティという言葉もありますし、なかなか都民が納得することにならないと思うんですね。

これは継続ということは、この次もあるわけですよ。まだ上流もやるというと、上流はさらに多分、もしかしたら数字が出にくくなるかもしれないので、今回はスルーしそうですけども、次回というか、そういった少し幅広い視点をぜひ入れていただきたいという。まあ、皆さんの御意見に畳みかけるような意見ですけれども、ぜひそういった土地利用みたいなことも今後は、場所によっては考えていただきたいと思いました。

○委員長 これはどうでしょう。宿題というか、前向きのコメントということで、ただ聞くだけじゃなくて、じゃあ、次回に当たってどういうふうに、もっと書きぶりなり、説得性のある表現にするかは研究してくださいよ。よろしいですか。

○東京都 はい。御意見承りました。ぜひ工夫をさせていただきたいと思います。土地利用に関しましては、11ページをごらんいただければと思うんですけども、都市計画的な土地、用途区域とかの土地利用じゃなくて大変恐縮なんですけれども、上に書いてある、下流に向かって川は、下流に向かって左側が左岸側。左岸側のほうが比較的家が密集しているほうでございまして、右側は山の斜面になっているところで、先ほどの空堀川は、武蔵村山市の中心市街地を抜けていくところで、かなり住宅等密集しているエリアで、Bのほうはかなり出たところでありす。

こちらのほうは、そういった意味で、Bがあまり出にくいところの特徴で1.1になっているところでございます。御意見を承りまして、ぜひ工夫をさせていただいて、都民の皆さんにも御理解いただけるような事業効果というものをいかに出していくかというのをよく考えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長 そうしますと、結構時間も、座長、委員長の不手際なんですけど、大分超過しているように思いますので。

それでは、一つ。はい。手短にできたらお願いします。

○委員 すみません。1点だけ申しわけないです。先日、別のところで、さっきの国の何とかマニュアルが間違っていたという通知が来ましたということで、再計算をしましたという例があった。8月か9月に間違っていましたという通知が来ましたということのようなんですが、いや、こちらはそれを受けた計算なのか、いや、それはすみません。やってませんということなのか、どちらでしょう。特にこの

1.1 というがあるので、どうかなと思った次第です。

○東京都 すみません。反映させてあつての上での数字ということ。

○委員 直した上でのということですか。

○東京都 直して。はい。

○委員 わかりました。じゃあ、河川の1のほうの6月にやったやつはどうされます？そこは何か整理していただければ結構なんですけど。

○東京都 かしこまりました。

○委員 これはもう直した後で1.1ということですね。

○東京都 直してあります。はい。

○委員 であれば結構だと思います。ありがとうございました。

○委員長 それでは、大体出尽くしたかと思しますので集約したいと思えますけど、原案どおり、この事業を継続ということによろしいでしょうか。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、皆さん、継続ということのようですので、結論として、この事業は継続ということに決定いたします。

そうすると、次は入れかわるのかな。河川から公園のほうにね。はい。

よろしいですか。それでは、篠崎公園の公園の2番の説明をお願いいたします。

③篠崎公園

(上記について、東京都から説明)

○委員長 はい。それでは、委員の先生方、どなたからでも御意見、質問、お願いします。どうぞ。

○委員 よろしいでしょうか。御質問なんですけれども、例えば今の11ページに評価対象とか、全体の区域の絵がありますけれども、赤が開園区域ですよね。それで、さっきどこかに南側のほうは、ちょっとこう、散発的に買ってという絵があつて、あれじゃないところも何か緑で塗られたような感じもしたんですけど、要するに、区がやっているところは、開園とは見てないと、そういう整理になっているということですか。

○東京都 そうです。要は、コストもかけていない。我々が用地取得をしているわけではないということもあつて、開園とはみなしておりません。

○委員 そういう中で、都さんの資料としては、自分でやるところが開園区域というふうに分けていると。

○東京都 そうです。いわゆる都が開園告示をしているという認識です。

○委員 わかりました。あつちはあつちで、区が都市公園であれば開園告示をしているということですね。

○東京都 そうです。区が用地取得をし、かつ、開園告示をしている。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 御説明ありがとうございます。少し事実関係としてよくまだ理解できていないところとして、そのハッチのかかっている、ごく最近、事業認可をされたところがどういった理由で最近、事業認可をされて、どういった理由で外されているのかということがまず1点ですね。

それと、5年前のときに全体の便益の考え方、区域の中で開園区域、どうするかということはかなり、議事録を今回見ましても、議論があったと記憶しておるんですけども、今の御説明を伺っていると、マニュアルのほうが開園区域を含めて、開園から50年分の便益を計算するというので、大きく改訂されたということで、前回の議論のことがあまり問題にならないというか、もう昔からの開園にかけたコストと、そこから発現している便益を計上するような形で、今回の費用便益分析をされているという理解でよろしいかということの2点、お願いいたします。

○東京都 すみません。2点のうちの後のほうの質問に、公園建設課のほうから最初に答えます。平成24年のときに、まずB/Cを出したときには、考え方としては、今と同じ、既存の開園区域と当時の事業認可区域でのコスト及び便益ということで出していたんですけども、その平成24年のときに、議論といたしましては、避難場所として、高台化等をしない、氾濫のときに利用できない場所について効果を見るということはどうなのかということがありまして、事業の、まさに認可区域の今回の黄色のところのみを対象区域として算出したのが平成25年ということになっております。その区域の設定の考え方を24と25で変えた。かつ、さらには25のときは防災の効果をゼロとしてみなしたぐらいに、かなり極端に振ったところがございます。その部分が大きな違いになります。

最初のご質問ですけども、事業認可のところ。ハッチのかかっている広いところですけども、事業認可をなぜここをにかけていたかという御質問ですけども、こちらにつきましては、ちょうどハッチのかかっている右側に水路というか、緑道が、もともと今現在ありまして、それで、緑道ですので、多くの方が使っているような場所になっています。その下の部分は、ここが緑道です。それであると、ここが既存の、もう開園しているところです。やはり緑のネットワークをしっかりとつくっていくという考えがございまして、このエリアを早期に整備することで、緑のネットワークの拠点化を図っていこうということで、このエリアを事業認可を早めにかけているというところがございます。

○東京都 先ほど、今、計画課のほうから説明があった、この大きな区域は、今年の5月ぐらいに事業認可をしたところですので、評価の対象年ではないです。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○委員長 はい。

○委員 今回の評価は、平成32年度までにやる6.5ヘクタールの部分について、継続かどうかということだと思っておりますけれども、これだけ広いところでちょっとパッチワーク的にやっていて、今の斜め線がかかっているところは、別事業として、

それは何年からスタートしているのかという具体的な質問と、やはり今回のものを判断するにも、それと並行して走っているもの。もしくは、32年度以降にここが走るであろうみたいなことを説明していただかないと、全体像の中で今回のものがどうなのかというところをもう少しお話ししていただけないでしょうか。

○東京都 まずこのハッチの広い部分ですけれども、これは今年度の初めに事業認可をかけまして、事業期間を15年かけて整備していきますので、なぜそれだけ多くの時間をかけるかといいますと、面積も約8ヘクタールぐらい広いところですので、面積もあります。あわせて、これは高台化をします。今、現況地盤が大体3メートルぐらい。AP3メートルぐらいなんですけど、そこに最大3メートルぐらいの土を盛って、それで公園を完成するという。非常に手間のかかることをやりますので、ですから、このエリアに関しては、15年の歳月をかけて高台化の広い、広場状の場所をつくっていくということになっております。

先ほど緑のネットワークということで、ある意味、重要な場所なんですけれども、しっかり高台化もあわせてやっていくということになるんです。こちらのほうがある程度、事業としてめどがついてきましたら、また再度、今、優先整備、優先的に整備をするということで見直しをしていますので、その見直しをしながら、優先順位を決めながら、今後、全開園に向けて整備を進めていくといったところでございます。

○委員 その優先順位というのは、今、都計公園緑地の整備方針みたいなのが。

○東京都 そうですね。

○委員 23年で、次、28年に完成を1回されているんですか。このあたりも説明していただけますか。

○東京都 まず優先整備区域の設定、平成18年にスタートしまして、整備方針を決めまして、平成23年、3.11、東日本大震災の年の後半に改訂をしています。その改訂の際に、約10年の計画を設定しておりますので、ですから、次の見直しが32年までの間に見直していこうということになっていまして、今、都市整備局のほうで所管していますので、我々も建設局も連携しながら準備に入っているところでございます。ですから、来年度とか作業をしまして、32年度までには新たな優先整備区域を設定していくという予定になっております。

○委員 それと並行して、先ほどの答弁のときにありました、ここの中でも優先的にどこを次、書くというようなことも同時並行的に走っているんですか。

○東京都 はい。そうですね。同時並行的に、これから作業に入っていくということでございます。

○委員長 よろしいですね。

○委員 はい。そういった全体像を少しお話、特にこの市街地の中での用地を買収しながらなので、大変な事業だと思いますので、今回のこの6.5ヘクタールがどうかという議論なんですけれども、今それと同時並行的にこういうことが走っていて、なので、これが例えばですよ、ここで継続じゃないというふうにされると、どれだけの波及効果があるみたいなところも、いろいろと判断しながらの議論だと思います。

いますので、ぜひこういった非常に広大な、この事業は毎回、次にまた出てくると思うので、ぜひそういった大きな視点で説明していただけると、なおわかりやすいかなというふうに思いました。

○東京都 はい。その点は今後やってまいります。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 いいですか。じゃあ、私のほうから。この費用の便益を見ると、公園というのは何のためにつくるのかというので、これを見ると、直接利用価値というのは、人間が利用することで得られる価値なんですね。間接的利用というのは、人間がそこに行こうが、行かまいが、こういう効果がありますよというようなことになっていきますよね。5ページを見るとね。

○東京都 はい。

○委員長 そもそも公園の定義がおかしいんじゃないのと。

○東京都 もう少し詳しく、どこら辺を直せばいいのか教えてもらってよろしいですか。

○委員長 いやいや、東京都の責任じゃないんですね。つまり、公園というのは、別に人間が利用するだけの価値だけじゃなくて、別にそこに人間が行かなくても、こういう効果があるというようなね。別にそれは間接でも何でもなし。まさにそんなことのためにつくるんですよ。さらに、定性的評価の中に、高規格堤防や避難場所としてつくるためのものが、水害対策として、これが定性的評価になっちゃうんですよね。だから、別に東京都の責任じゃないんですよ。つまり、我々が今、公園というもので定義しているものが、つくる目的とかというのが時代に合っていないんじゃないかな。だから、そんなものは全部、間接とか定性的のほうに入っちゃってね。水害対応と、ものすごい大きな効果があるのに、それが定性的にしか見ようがないというね。これ、どう思います？ それは別に東京都の責任じゃないんですよ。何となく腑に落ちないものだなと。

○東京都 この中で使っている定量的、定性的という表現が、一般的な捉え方と合っているかどうかというところは課題がありますが、便宜上書いていて、費用対効果のところを単純に定量的評価というふうに書いてしまっております。

あと、利用価値と、いわゆる存在価値と言われるような、先ほど仰った部分がきれいに分かれているかといいますと、先ほどの間接的利用価値のほうに存在価値のような考え方も入っておりますので、そういった意味では、まさに仰る通り、公園緑地が抱える、今で言うところの多面的な利用ですとか、多面的な機能というところが混在しているような部分がどうしてもあって、それがきちっと評価をできているかというところについては、先生が仰っている通り、不足している部分が当然にあるかなと思います。

○委員長 いや、だから、間接と言っちゃったら、何か二次的な付加価値ですよというふうに聞こえちゃうよね。でも、これは十分意味のある価値でね。ましてや、水害対策というのはもうもろに人間の命がかかわる話なのに、定性的にしか評価で

きないというのは何か歯がゆいなという気がしますよね。だから、これは、いや、東京都さんにこれを言ったって仕方ないので、何か天に向かって唾を吐いているみたいな、文句つけているみたいなどころがあるんだけど。これは皆さん、10ページの江戸川区のハザードマップ見てください。これ、ちょっとついでに、私、これらに関わっていますから。これは別に江戸川区だけがこんなことになるわけじゃなくて、こんなことが起きるときには、お隣の江東区や墨田区だって、それなりの水害になる可能性は大いにあるんですね。

これを見てみると、赤い点線が避難経路なんですけど、西側に行くには行きやすいんですよ。もちろん水深や、湛水深は、ものすごく高いです。2メートルや5メートルの中の泳いで行けというのか知らないけど、とにかく荒川を渡れるんですよ。ところが、千葉側には橋が少ないんですよ。だから、千葉側には橋が少ないから、逃げて行き場がないんですね。

それから、これをつくったときに関係していますので、知っているんだけど、この点々という線が大体4時間かかるんですよ。普通歩いても。だから、全然これは非現実的なんですよ。だから、高台は意味があるんですよと強く言わなきゃいけない。

それから、内閣府で、この辺、約二百何十万の人を3日以内に避難させろというふうにやっているんだけど、その内閣府の委員会でやってみて、もう無理だなという感じでね。3日以内でこれは避難できないと。じゃあ、どうするんだというのは近場で逃げてもらうしかないのだから、高台避難とか。ますますこの高台化による水害対策というのは大きな意味を持つんですよ。

だから、公園事業として高らかに歌い上げるという、言いにくいのもかもしれないけど、都民へ説明するんだったら、大いに事業が意味のある事業だということは、委員長が言うのは変な話なんだけど、何かそういう感じがしますけどね。

そのほか、御質問、御意見ありましたらお願いします。

○委員 3ページ、最初のところなんですけど、昭和15年に防空緑地として計画決定というのからスタートしているんですけど、一番心配なのは、ゼロメートル、ゼロメートルと仰っていましたが、ゼロメートルと、この昭和30年代というのは、地下水をくみ上げちゃうから、どんどん地盤が下がってきた。地下水をくみ上げなくしておさまったというところなんですけれど、その昭和15年、防空緑地として計画決定する前は海だったんでしょう。だから、ここ、埋め立ててつくったわけでしょう。

だから、そういうところであるという認識が、これはまずないなと思ったんですよ。その後、地下水をくみ上げて、地盤沈下してゼロメートル地帯とか、あるいは台風で、昭和20年代の台風で冠水しちゃったとかという事件があったわけですよ。

防空緑地として計画決定されたと書いてある、その意味は、私なりに解釈すると、その地権者は公じゃなかったかと思うんです。民地だったのかということですね。それから引っ張ってくると、何で用地取得をしなきゃいけないんだという。民地に

なっちゃったという時代があるわけですよ。百五十何ヘクタールか半分にしちゃったのも、住宅が勝手に建っちゃったからだという話ですよ。だから、こんなところ、住宅を建てるほうがいけないんじゃないかという感覚がないという、正直な感想なんですよ。

だから、むしろこれからやるべきは、もとの百五十何ヘクタール、160ヘクタールぐらいまで公園の面積を戻せというぐらいの迫力がないと、ぐあい悪いんじゃないかと思うんですよ。だから、高規格堤防で江戸川のかさは上がる。それに伴って、こういう低層密集住宅はどんどんやめていくとかね。この航空写真ではっきりわからないですけど、ここは何か高層ビルはあんまりなさそうなんですけれど、埋立地だから地盤が悪いとか、そういうところであるという前提で、そういうところはみんな公園にしちゃったほうがいいんだよぐらいの勢いであつたらいいかと、こう思っていたんですけど、そういう感じじゃないので、どうするのかなと。

一生懸命頑張っているのはわかりますよ。先ほども間接効果、存在価値と、城北公園のときにもちょっと申し上げましたけど、何でヘドニックやらないのと。これがwithoutだったら、周りの地価はどんどん下がっちゃうけど、ここにあるおかげで、周りの地価が上がっているでしょうと。せめてヘドニックぐらいやったら。覚えておられるかもしれませんが、ヘドニックぐらい使ったらどうでしょうかねということをお願いした記憶があるんですけど、こういうところだとヘドニックを使っても全然危ないとかね。何かそういうことがあるかもしれないのでね。もうちょっと古い歴史とか新しい方法とか考えて、この今回のB/Cの開発について文句を言っているわけじゃないんだけど、東京都のスタンスとして将来どうするのかとか、こういうところをどうするのか、なるべく公園にしている。何かそういうことが私たちにひしひしと伝わってくるような説明だったらありがたいと。質問ではありませんから。感想です。

○東京都 はい。

○委員長 ということは、あれですよ。1公園とかいうような立場だけで議論するんじゃなくて、大東京を過去から未来に向けてどういうふうに持っていけばいいんだろうという、非常に高い視点からの発言も時々欲しいですよ。

○委員 特にここは高潮の影響もあるしね。

○委員長 それでは、もしこれで意見が出尽くしたということでしたら、まとめたいと思います。

これも原案どおり継続ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、結論として、継続と決定いたします。御苦労さまでした。

○東京都 いただいた課題に対応しながら頑張っていきたいと思います。

○委員長 はい。次は、国際1と2が残っています。ちょっと私、大分時間をとらせていますので、手際よくやっていきましょうか。

④丸の内三丁目他地区国際競争業務継続拠点整備事業

(上記について、東京都から説明)

○委員長 そうしたら、これは時間も押し迫っているので、大体ほぼ同じ事業なので、室町三丁目のほうも説明に入ってくれませんか。

⑤日本橋室町三丁目他地区国際競争業務継続拠点整備事業

(上記について、東京都から説明)

○委員長 ありがとうございます。それでは、国際1のほうから、丸の内三丁目地区。では。

○委員 すみません。両事業にかかわる質問なんですけれども、チェックリストのほうで、再評価実施というか、おそらくここで評価を行う理由なんだと思うんですけれども、この大都市における云々で、民間と一緒にしている事業のものの中の、この国庫補助金の運用上、公共事業の扱いとしたと。これに伴い、国並びに地方公共団体双方の補助金を交付することから評価をするということなんですけれども、私たちが評価している内容の、つまり、コストの部分がどの、誰が出すお金の費用分について評価しているのかということと、便益についてもどの部分について評価したのかということとをわかりやすく説明いただければと思いますけれども。

○東京都 こちらは先ほどのスライドでいきますと、4ページのところでございますけれども、こちらで計算しております便益及び費用につきましては、補助金も含めた全体事業費、それから、その全体事業費でもって実現した施設がある場合と、ない場合での比較における便益を算出しているところでございます。

○委員長 だから、東京都が幾ら出して、民間が幾ら出したとか。

○委員 例えば連続立体交差のような事業ですと、鉄道事業者の行う事業分と都市分と、結構きれいに分けて考えるんですけど、これはその辺はどういうふうに分けて考えたのかというようなことですね。民間のビルの中にある施設なわけですよ。そのコージェネ。だから、誰の持ち物で、誰がつくっているのかというところがよくわからないと思ったので。

○東京都 事業実施主体の御紹介を忘れましたが、今日も同席していますが、本事業自体は東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会ということで、協議会の実施という事業になっておまして、平たく言うと民間事業と。そこに東京都と国が補助金を出しているといったような形となっております。

その補助金に対する便益という形で算出しているわけではなくて、先ほど申し上げたとおり、補助金も含めた全体事業費で評価をしているところでございます。特に切り分けて、補助金の部分についてどうかというような評価はしていないという状況です。

○委員長 いや、もっと悩みを言ってくれませんか。つまり、いや、本当は、私らは東京都分としてはこう考えるけど、だけど、民間だって儲かっちゃうじゃないかと。便益で言えばね。儲かった分はこのBに入っちゃうのかとかね。いや、非常に

ややこしいけど、仕方がないからこうやってB/Cを出しているんだとかね。そんな肅々と説明しないで、もっとヒューマンに説明してよ。

○委員 どういうところがうまく質問できるかわからないんですけれども、とにかくかかった費用の、おそらくこの便益で数えているのは、いわゆる社会的便益と言われている部分で、その事業者が賃料がとれるとかそういう部分は入っていないわけですよ。だとすると、この費用の部分のどれだけを国なり、都なりが出しているんだというのが素朴な疑問です。だから、全部事業者さんがつくってくださっていたら、すごいうれしい話ですけど、そうじゃないという話なので、大体どれくらいを公共が出して、どれくらいを事業者さんが出しているのかということをお教えいただけますかということです。

○東京都 最初に補助金の補助対象と補助率を申し上げますと、今回、都市再生安全確保計画というのがございまして、そちらに位置づけられた事業のうち、国が認定した、国の認定を受けたエネルギー導管とその附帯施設、こちらに対して、国が5分の2、それから、東京都も同じく5分の2を出すといったような仕組みになっております。今回の対象としては、施設は先ほど御紹介したとおり、その部分の施設に対して5分の4を出している。

○委員 わかりました。ありがとうございます。大半を公共で出している分についての費用便益分を考えたということで了解しました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにどうですか。どうぞ。

○委員 今の話に続きまして、基本的に私もこの事業は賛成ですけれども、いわゆる大都市東京として都市間競争に勝たなきゃいけない。もしくは低炭素ということなので、十分な便益はあると思うんですが、ここは東京都の事業評価委員会で、東京都民にこの税金の使い分を説明しなきゃいけないんですね。ということで御質問しますけれども、多くの東京都民はいろいろと、そうやって民間が儲かっているんじゃないかとかいろんなことを考えてしまいますので、やっぱりこの一時滞在施設というところが一番身近な説得性としてあるという気がします。なので、具体的な質問としては、一時滞在施設として、大丸有も室町も一定量確保していると思うんですが、それは何名ぐらいが何時間いられるものなんでしょうか。

○東京都 帰宅困難者の数としましては、一時滞在施設に入っていただく推定の帰宅困難者数としましては、まず大丸有地区のほうでございまして、2パターン計算してございまして、平日の15時に発災した場合で約3万人と。それから、休日の15時に発生した場合で約6万人と。こちらは従業者を除くという形で推定しております。

それから、日本橋地区の帰宅困難者数につきましては、約5,800人という形で算出しております。

時間としましては、基本的には1週間程度、系統電力がとまっても、業務継続なり、その一時滞在施設に対するエネルギー供給ができるような形で施設を整備しているところでございます。

○委員 その数が多いとか少ないとかという議論はあんまりしたくないですけども、

特にこれは2つ件名が並んじゃうと、3万、6万と5,000というのは、どうしてそんなに出るんだろうとかそういうことも出てきますけれども、やはりここは東京都民に税金の使い方としてという説明の場でもありますので、ぜひこの事業の投資効果で、費用便益以外という感じで、一時滞在施設ということで簡単に書いてありますけれども、資料のつくり方及び説明においても、そのあたりは丁寧にしていただければと思いました。

以上です。

○委員長 お願いします。

○委員 素人的な疑問があって、これはつまり、平時は稼働しないということですね。地震時とか災害時のみに稼働するというこの理解でよろしいですか。

○東京都 先ほど2ページのところで、上の四角の箱の3ポツ目なんですけれども、地区内の既設ビルに熱を供給するということは平時ですね。平常時、地区内の既設ビルにこの地域冷暖房の施設を介して熱を供給しております。災害時は、一時滞在施設に電力を供給ということで御理解いただければと思います。

○委員 わかりました。でも、パワージェネレーションはガスでやるわけですね。

○東京都 はい。

○委員 おおよそ1週間の期間、ガスを使って、ジェネレートするわけでしょう。そのガスの供給はどうなさるんですか。ボンベですか。

○東京都 都心を中心に、地震に強い中圧ガス管ですね。非常に耐震性のある、過去の地震でも破損等しなかった中圧ガス管が整備されておりまして、そちらに今回の施設をつなぐことによりまして、地震時でもガスの供給が途絶えることがないというようなシステムとなっております。

○委員 そうですか。いや、ちょっと信じられないんですけど。だって、随分発電しなきゃいけないわけでしょう。だから、平時と違って、そのときだけ極端にガスを供給しなきゃならなくなる。極端に多く。生半可な発電量じゃないんでしょう。

○東京都 はい。

○委員 でしょう。それを全部ガスで発電して、それも中圧なんかというパイプだったら、絶対供給されると仰る訳でしょう。それ、今、最初に申し上げましたけど、素人だからわかりませんが、本当かなという疑問が湧いていることは確かです。これは質問じゃないです。

○委員長 これ、非常に技術的ですけど、可とう性のある管で、今のところ、今、地震に一番強いと言われていて、被害例がないんですよ。だから、それを。それと、これは別に、私、そちら側に言っているわけじゃないんですけど、私、そういうものも研究しているので、例えば石油をためておけばいいじゃないかと言うけど、石油をためたら、こんなところに大規模な石油もためれないと。仮にためても、例えば2日分ぐらいしかもたないだろうというようなことがあって、それじゃ、確実に今のところ、現在の技術で一番強いのは、何とか中圧管でしたっけね。一番強い。それを危機管理に使えるだろうという、そういうところですよ。

○委員 送ることはできても、供給先がとまったらどうなるんですか。

○東京都 いろいろ御意見出ましたが、まず中圧ガス管は、今、スライドのほうに出ているとおり、こういう耐震性があるということです。それから、一番最後。

○委員 供給はとまらないの？

○東京都 供給のグラフのところ。いろいろ補足資料を用意しました。これが左から横軸が時間となっておりまして、縦軸が電力割合ということで、平常時は系統電力と今回のCGS、コージェネレーションシステムで100%賄っていますが、系統電力が地震でダウンしたとしても、CGSの部分は稼働を続けるということです。これに非常用発電機が載っかるパターンもございますが、基本的に72時間という、短い時間ですので、CGSを使えば、さらに1週間ですね。セブンデイズと書いてございますが、1週間は賄えると。そのころになれば系統電力も復帰するだろうというようなことで考えています。もちろん受け入れ側の施設も耐震性ですか、十分新しい設備になっていないと、結局、意味がないですので、そこら辺もあわせて更新をしているところでございます。

○委員 私が言ったのは、受け入れ側はさることながら、ガスを供給する側が大丈夫なんですかというのは。その送るのはそういう中圧管でできたとしても、供給する元がボコッといっちゃったら、もうどうしようもないんじゃないですかという感じがしたものだから。

○東京都 ガス会社のプラント等がダメージを受けた場合はちょっと、確かにガスが来なくなってしまうので、そういう場合は確かに。

○委員 来ないでしょう。宝の持ち腐れになっちゃうわけですよ。

○委員長 いや、何カ所かあるから、それが同時に破壊する確率は少ないから、そこから持っていくという計画でしょう。

○東京都 おそらくそうなっていると思います。

○委員長 いや、そうなんだよ。

○委員 はい。結構です。

○委員長 特にこういう話は、ここだけというスポットで説明するんじゃなしに、例えば、東京都というのは国際競争力を上げる、こんな政策をいろいろやっているんですと。そのうち、今日は事業評価だから、ここをしゃべっていますと。ここだけポコンと出されると、東京都というのは全体で何をやっているんだろうとかね。見えてこないわけですよ。だから、ぜひもっと、この場は都民に説明する場ですので、全体の流れだとか、歴史の流れ。歴史的に喋るとか、これが一体世界に比べてどのくらい優れた技術であるかとか、そこをもっと強く言ってくれないと、なかなか普通の人には理解しにくいですからね。それはちょっと皆さん、腕を磨いてくださいよ。説得能力というか、説明能力をね。

例えばこれだけやったら、これで官も民も技術が向上して、例えば、何とかというグループは、次は新宿やりたいとか、渋谷やりたいとか、あるいはこの技術をもって日本の政令指定都市なんかにはぜひ技術移転をしたいとか、中国に対してこういう技術を輸出したいんだとかね。夢でもいいですよ。でも、そういう夢の中の流れとして、こういう事業があるんですとかね。そういう説明をしてもらわないと、こ

こだけという、技術的でもないし、夢を語っているわけでもないというね。だから、ここはぜひ今後、説明能力を上げてくださいよ。

ただ、この事業そのものが先鋭的で、非常に必要欠くべからずあるものだというようなことは十分わかりましたのでね。

ただ、この災害時に重要拠点を守らなきゃいけないという意味では、日本橋、室町のすぐ横っちょにある日本銀行とかね。兜町の証券取引所がダウンしたらどうしようもないので、そこ、どうするんだとかね。知らなかったらそういうことも考えますよね。

○東京都 そうですね。

○委員長 まあ、それはここに入ってないんだけど、それはきっといろんなことをまた考えておられるので、この事業評価とは関係ないんだけどね。

何かもし、もう一つ。よろしいですか。

それでは、大分時間が超過しましたので、これの結論をまとめたいと思います。この事業を継続ということによろしいでしょうか。最初のほうの国際1の丸の内のほうの継続ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 では、結論としては、これは継続と結論します。

それから、次の日本橋、室町三丁目かな。そこに関しても継続ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、この委員会の結論として、継続ということにします。

○東京都 ありがとうございます。

○委員長 議事進行に関しては、全部ここまでで終わりましたので、今後の予定等について、事務局からありましたらお願いいたします。

(事務局より今後の日程等について説明)